

京都市介護保険給付制限実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）で、介護保険料又は医療保険料等を納付しない者に係る介護保険法（以下「法」という。）第66条、第67条、第68条及び第69条に定める措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支払方法変更の対象となる被保険者)

第2条 支払方法変更（法第66条に規定する支払方法変更をいう。以下同じ。）の対象となる被保険者は、要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定、要支援認定、要支援更新認定又は要支援状態区分変更認定（以下「認定」という。）の申請を行った第1号被保険者であって、認定決定日において、納期限から1年を経過している滞納介護保険料（徴収権が時効により消滅した滞納介護保険料を除く。以下同じ。）がある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、法第66条第2項の規定に基づき、滞納介護保険料が納期限から1年を経過しない場合においても支払方法変更の対象とする。

(支払方法変更の措置開始)

第3条 市長は、前条に該当する見込のある者に対し、介護保険給付の支払方法変更の予告通知により、弁明の機会を付与する。

2 前項によっても、前条に規定する滞納介護保険料が納付されないとき、又は弁明書の提出がないとき、若しくは提出された弁明書について相当の理由があると認められないときは、支払方法変更の措置を決定し、被保険者証に支払方法変更の記載をするとともに、当該措置に係る要介護被保険者等（法第62条に規定する要介護被保険者又は居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

3 支払方法変更の措置開始は、資格者証の有効期限の属する月の翌月1日からとする。

(支払方法変更の措置解除)

第4条 市長は、支払方法変更の措置を受けた要介護被保険者等から、介護保険給付の支払方法変更の措置解除申請書（第1号様式）の提出があった場合は、支払方法変更の措置解除の可否を決定し、当該要介護被保険者等に通知するものとする。

なお、支払方法変更の措置を解除する場合は、併せて、被保険者証から当該支払方法変更の記載を消除する。

2 支払方法変更の措置解除日は、当該決定をした日とする。

(支払方法変更の措置解除条件)

第5条 支払方法変更の措置を解除する場合は、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 当該要介護被保険者等の支払方法変更の措置が決定された日における滞納介護保険料（以下「滞納保険料」という。）の完納を確認したとき、又は滞納保険料の著しい減少があると認めるとき

(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第31条において準用する第30条に規定する特別の事情があると認めるとき及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第100条に規定する事由があると認めるとき

2 前項第1号に規定する滞納保険料の著しい減少とは、滞納保険料のうち、納期限が最も古いものから2分の1以上の期数の保険料について納付があるか、又は納付義務が消滅していることとする。

(保険給付の支払の一時差止の対象となる被保険者)

第6条 保険給付の支払の一時差止(法第67条に規定する保険給付の支払の一時差止をいう。以下同じ。)の対象となる被保険者は、支払方法変更の措置を行った第1号被保険者であって、保険給付の支給決定日において、納期限から1年6箇月を経過している滞納介護保険料がある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、法第67条第2項の規定に基づき、滞納介護保険料が納期限から1年6箇月を経過しない場合においても保険給付の支払の一時差止の対象とする。

(保険給付の支払の一時差止の措置開始)

第7条 市長は、前条に該当する者から保険給付の償還払いの申請があった場合には、政令第32条第1項において準用する第30条に規定する特別の事情があると認めるとき及び省令第100条第一号から第三号に規定する事由があると認めるときを除き、保険給付の支払の一時差止の措置を決定し、当該措置に係る要介護被保険者等に通知するものとする。

2 前項の規定により一時差し止める保険給付の額は、別に定める。

(滞納介護保険料額の控除)

第8条 市長は、保険給付の支払の一時差止の措置を行った要介護被保険者等に対し、繰り返し納付を求めても滞納保険料を支払わない場合は、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。

2 前項の措置を行うに当たっては、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を当該要介護被保険者等に通知するものとする。

一 法第67条第3項の規定により一時差止に係る保険給付の額から滞納介護保険料額を控除する旨

二 一時差止に係る保険給付の額

三 控除する滞納介護保険料額及び当該滞納介護保険料額に係る納期限

(保険給付の支払の一時差止の措置解除)

第9条 市長は、保険給付の支払の一時差止の措置を行った要介護被保険者等に対し、支払方法変更の措置を解除した場合には、保険給付の支払の一時差止の措置も解除し、当該要介護被保険者等に通知するものとする。

2 保険給付の支払の一時差止の措置解除日は、支払方法変更の措置解除を決定した日とする。

(保険給付差止の対象となる被保険者)

第10条 保険給付差止(法第68条に規定する保険給付差止をいう。以下同じ。)の対象となる被保険者は、認定の申請を行った第2号被保険者であって、法68条に規定する未納医療保険料等があり、かつ、医療保険者から保険給付差止の依頼がある者とする。

(保険給付差止の措置開始)

第11条 市長は、前条に該当する者に対し、保険給付差止の予告通知により、弁明の機会を付与

する。

2 前項によっても、未納医療保険料等が納付されないとき、又は弁明書の提出がないとき、若しくは提出された弁明書について相当の理由があると認められないときは、保険給付差止の措置を決定し、被保険者証に保険給付差止の記載をするとともに、当該措置に係る要介護被保険者等に通知するものとする。

3 保険給付差止の措置開始は、資格者証の有効期限の属する月の翌月 1 日からとする。

(保険給付差止の措置解除)

第 1 2 条 市長は、保険給付差止の措置を受けた要介護被保険者等から、介護保険給付差止の措置解除申請書（第 2 号様式）の提出があった場合は、保険給付差止の措置解除の可否を決定し、当該要介護被保険者等に通知するものとする。

なお、保険給付差止の措置を解除する場合は、併せて、被保険者証から当該保険給付差止の記載を消除する。

2 保険給付差止の措置解除日は、当該決定をした日とする。

(保険給付差止の措置解除条件)

第 1 3 条 保険給付差止の措置を解除する場合は、次の各号の一に該当するときとする。

(1) 医療保険者から措置解除の依頼を受けたとき

(2) 政令第 32 条において準用する第 30 条に規定する特別の事情があると認めるとき並びに省令第 100 条及び省令第 109 条に規定する事由があると認めるとき

(3) 当該被保険者が第 1 号被保険者となったとき

(保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例の対象となる被保険者)

第 1 4 条 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例（法第 69 条に規定する保険給付の特例をいう。以下「給付額減額等」という。）の対象となる被保険者は、認定の申請を行った第 1 号被保険者であって、認定決定日において、徴収権が時効により消滅した滞納介護保険料がある者とする。

(給付額減額等の措置開始)

第 1 5 条 市長は、給付額減額等の対象となる要介護被保険者等について、保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料徴収権が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下同じ。）があるときは、政令第 35 条に規定する特別の事情があると認めるとき及び省令第 113 条に規定する事由があると認めるときを除き、給付額減額等の措置を決定し、省令第 111 条及び第 112 条で定めるところにより、被保険者証に法第 69 条に規定する給付額減額等の記載（以下「給付額減額等の記載」という。）をするとともに、当該措置に係る要介護被保険者等に通知するものとする。

2 給付額減額等の措置開始は、資格者証の有効期限の属する月の翌月 1 日からとする。

(給付額減額等の措置解除)

第 1 6 条 市長は、給付額減額等の措置を受けた要介護被保険者等から、介護保険給付の給付額減額等の措置解除申請書（第 3 号様式）の提出があった場合は、給付額減額等の措置解除の可否を決定し、当該要介護被保険者等に通知するものとする。

なお、給付額減額等の措置を解除する場合は、併せて、被保険者証から当該給付額減額等の記

載を消除する。

2 給付額減額等の措置解除日は、当該決定をした日とする。

(給付額減額等の措置解除条件)

第17条 給付額減額等の措置を解除する場合は、政令第35条に規定する特別な事情があると認めるとき及び省令第113条に規定する事由があると認めるときとする。

(給付額減額等の措置終了による給付額減額等の記載消除)

第18条 給付額減額等の措置に係る法第69条第1項に規定する給付額減額期間が経過し、当該要介護被保険者等から被保険者証の提出があったときは、給付額減額等の記載を消除するものとする。

(補則)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所轄部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 各種申請書(第1号様式、第2号様式、第3号様式)については、当面の間、従前の様式によることができる。

介護保険給付の支払方法変更の措置解除申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者氏名（本人との続柄）

以下のとおり支払方法変更の措置解除を申請します。			
被 保 険 者	住 所	〒 - 京都市	
	氏 名	(フリガナ)	被保険者番号
	申請理由	<p>*該当する項目を選択し、下の欄に詳しく記載してください。</p> <p>1. 公費負担医療の受給 2. 生活保護の受給 3. 災害</p> <p>4. 重大な障害又は長期入院 5. 収入の激減 6. その他</p>	

(次の欄は、承認決定を行うための欄ですので記入しないでください。)

上記の申請について、下記のとおり、 <input type="checkbox"/> 承認・ <input type="checkbox"/> 不承認することを決定します。			
	年 月 日 起案	課 長	認 定 ・ 給 付
	年 月 日 決定		課長補佐・係長 係 員
決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	理 由	資格・賦課・収納 課長補佐・係長 係 員

介護保険給付差止の措置解除申請書

（あて先） 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者氏名（本人との続柄）

以下のとおり保険給付差止の措置解除を申請します。				
被 保 険 者	住 所	<input type="checkbox"/> 同上 〒 - 電話 ー		
	氏 名	<small>（フリガナ）</small> <input type="checkbox"/> 同上	被保険者番号	ー
	申請理由	<p>* 該当する項目を選択し、下の欄に詳しく記載してください。</p> <p>1. 生活保護の受給 2. 災害 3. 重大な障害又は長期入院</p> <p>4. 収入の激減 5. その他</p>		

（次の欄は、承認決定を行うための欄ですので記入しないでください。）

上記の申請について、下記のとおり、 <input type="checkbox"/> 承認・ <input type="checkbox"/> 不承認することを決定します。			
年 月 日 起案	課 長	認 定 ・ 給 付	
年 月 日 決定		課長補佐・係長	係 員
決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	理 由	

介護保険給付の給付額減額等の措置解除申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 〒	申請者氏名（本人との続柄）

以下のとおり給付額減額等の措置解除を申請します。			
被 保 険 者	住 所	□同上 〒 -	
	氏 名	(フリガナ)	電話 -
		□同上	被保険者番号
申請理由	<p>*該当する項目を選択し、下の欄に詳しく記載してください。</p> <p>1. 生活保護の受給 2. 災害 3. 重大な障害又は長期入院</p> <p>4. 収入の激減 5. その他</p>		

(次の欄は、承認決定を行うための欄ですので記入しないでください。)

上記の申請について、下記のとおり、□承認・□不承認することを決定します。			
	年 月 日 起案	課 長	認 定 ・ 給 付
	年 月 日 決定		課長補佐・係長 係 員
決 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	理 由	/